

2024年10月3日
金沢エナジー株式会社

低気圧と前線による大雨により被災されたお客さま (二次避難された方) に対するガス・電気料金の特別措置について

このたびの低気圧と前線による大雨により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

このたびの大雨により2024年9月21日に、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町および鳳珠郡能登町において災害救助法が適用されました。

地域密着の総合エネルギー企業である当社といたしましては、災害救助法が適用された地域において、家屋損壊等の被害に遭われ、避難のために金沢市内へ転居されたお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金および電気料金にかかる特別措置を実施いたします。

記

1. 対象お客さま

災害救助法が適用された石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町および鳳珠郡能登町において被災され、避難のため金沢市内へ転居に伴い、当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約を締結され、当社にお申し出があったお客さま

※今回の低気圧と前線による大雨において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

特別措置	内容
支払期限日（※）の延長	被災されたお客さまの2024年10月分、11月分、12月分および2025年1月分のガス料金ならびに電気料金の支払期限日を各々1か月間延長します。

※当社が料金計算を行なった日の翌日から起算して50日目の日

3. お申し込み方法

当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。

4. お問い合わせ先

金沢エナジー コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874）

（受付時間 9～17時30分、休業日 1月1日～3日）

※IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470へおかけください

以上